

令和8年10月7日（水）

「令和8年度 沖縄平和啓発プロモーション事業 証言映像収録・編集・発信事業（多言語編集）」
業務委託に係る公告及び仕様書に関する質問への回答

No.	公告及び仕様書の項目	質問内容	回答
1	入札公告 2 入札参加資格(7)	「国、沖縄県及び公共機関が過去5年間に行った事業」とあるが、ここでいう「公共機関」には、以下の機関、団体は含まれるか。 ①地方公共団体（沖縄県以外の都道府県、市町村）②独立行政法人及び地方独立行政法人 ③国公立大学法人④放送大学学園⑤国または地方公共団体から委託を受けて公共事業を実施している公益法人等	①から③の団体はすべて「公共機関」とみなしています。 ④⑤に関しては原則「公共機関」に含めていませんが、個別、具体的な内容を確認し判断します。
2	入札公告 2 入札参加資格(7)	国または地方公共団体等の公共機関が実施する映像制作・広報事業において、当該公共機関から直接受託した元請事業者より、外国語字幕制作等の多言語編集業務を再委託として受注した実績がある。このような実績について、公共機関が実施する事業であること、及び当社が多言語編集業務を担当したことを書面等で証明できる場合、「多言語編集業務」の実績として認められるか。	「元請」を原則としており、この場合において「再委託」は実績として認めていません。
3	入札公告 2 入札参加資格(7)	公共機関が実施する同一シリーズの映像について、元請事業者から外国語字幕制作業務を継続的に受注しており、各回に個別の契約を締結し、字幕制作・納品を行っている実績がある。この場合、各契約をそれぞれ「多言語編集業務を1回実施した実績」として数え	国または沖縄県、公共機関と契約を交わした業務であれば、そのそれぞれが実績となります。ただし回答2のとおりに、「元請」を原則としています。

		ることは可能か。	
4	入札公告 2 入札参加資格(7)	「多言語編集業務を2回以上、実施した実績」を証明するために必要な書類を教えてください。また、契約書等に具体的な業務内容が記載されていない場合、発注書、仕様書、請求書、納品書等を併せて提出することで、多言語編集業務を実施したことを証明することは可能か。	必要な書類は契約書、請書、承諾書、実績報告書など事業を実施したことがわかるものであれば問題ありません。それらに具体的な事業内容が記載されていない場合には、併せて発注書や仕様書など事業内容が確認できるものを添付してください。
5	入札公告 4 入札保証金(2)	「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について、「規模」は今回の見積契約金額の50%以上を一つの基準とするとの理解でよいか。また、「種類」について、国または地方公共団体から受託した映像制作業務であれば、多言語字幕制作を含まない映像制作業務も対象となるか。	諸契約の内容をもとに総合的に判断しています。なお、本業務が「多言語編集」であるため、外国語翻訳を含んだ映像制作業務を「同種」とみなしています。
6	入札公告 4 入札保証金	入札保証金を現金で納付する場合について、以下を教えてください。 ①納付書の発行依頼方法 ②入札保証金の納付期限 ③納付済みであることを証する書類及びその提出方法・提出期限 ④落札しなかった場合の入札保証金の返還方法及び返還時期	一般競争入札参加資格確認書の通知が届きましたら、「入札保証金納付書発行依頼書」(様式第10号)の提出をお願いします。依頼書を確認した上で当方より納付書を送付しますので、納付受領書の写しを入札書提出締め切りの前日までに提出してください(詳細は通知書でご確認ください)。落札しなかった場合は、「入札保証金還付請求書」(様式第11号)を提出の後、2週間程度で還付します。
7	入札公告 4 入札保証金(1)	入札保証保険契約により入札保証金の免除を受ける場合について、以下を教えてください。 ①必要となる保険金額 ②必要となる保険期間 ③保険証券の提出期限及び提出方法 ④その他、保険証券に必要な記載事項	①②④保険会社にお問い合わせください。 ③入札書提出締め切りの前日までに提出してください(詳細は通知書でご確認ください)。